

高山市人権だより

令和6年11月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市 市民活動部 生涯学習課
TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414
E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

犯罪被害者やその家族の人権について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



犯罪被害者やその家族は、直接的な被害やその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの**二次的被害**を受けることがあります。

犯罪被害によって障がいが残ったり、心身ともに深い傷を負ったり、大切な人を奪われたり、その大切な人と過ごすであろう未来を失ったり、これからその現実と向き合っていくことになる**犯罪被害者とその家族・遺族に寄り添い、配慮することが重要**です。



私たちは、どのように接すればいいのでしょうか？

「もしも、自分や身近な人が被害にあったら？」と自分に置き換えて考え、心情を理解し、気持ちに寄り添いましょう。

元気づけるために「がんばって」「忘れなさい」「運が悪かった」とかけた言葉で、励まされる人もいますが、逆に傷ついてしまう人もいますので、**いつもと変わりなく、ふだんどおりに接して寄り添うことが大切です。**

犯罪被害者等基本法 【基本理念】

- * 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- * 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- * 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

犯罪被害者週間

(毎年11月25日から12月1日まで)

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動をしています。

法務省では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

心をつつむ やさしい支援 とぎれなく

相談窓口はこちら



シンボルマーク
『ギュッとちゃん』



友だち追加は
こちらから！

法務局LINEじんけん

- ・警察相談専用電話「#9110番」
- ・性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」
(女性警察職員配置)
- ・みんなの人権110番 ☎0570-003-110
(平日8:30~17:15)

相談無料 秘密厳守